

# 令和8年度就学奨励費のお知らせ

昭島市教育委員会

昭島市では、特別支援学級や、難聴・言語通級指導学級に在籍する児童・生徒、または、通常学級に在籍し、障害により特別な支援が必要な児童・生徒の就学にかかるご家庭の経済的負担を軽減する目的で、学用品費や、通学費などの一部を就学奨励費として支給しております。

就学奨励費の支給を希望されるご家庭は、この「お知らせ」を確認のうえ、申請してください。

## 1 申請対象となる児童・生徒

- (1) 特別支援学級（固定級）に在籍する児童・生徒
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害等があり、就学支援委員会で固定学級の判定を受けたが、通常学級に在籍する児童・生徒

学校教育法施行令第22条の3（病弱者・障害の程度）	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴カレベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- (3) 難聴・言語通級指導学級で指導を受けている児童・生徒の内、通学に係る費用の支弁（公共交通機関を利用する場合に限る）がある者

## 2 申請方法

申請期限 令和8年6月29日（月）

生活保護を受けているご世帯、又は児童養護施設等に入所している児童・生徒は申請不要です。  
また、令和8年度より、申請の受付方法が変更となり、学校での受付は行いません。

- (1) マイナポータルによる電子申請（マイナンバーカードをお持ちでない方も申請可能）

右側のQRコードをスキャンして必要書類を添付の上申請してください。

- (2) 郵送または持参による申請（郵送の場合は当日消印有効）

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上郵送または窓口へ提出してください。

〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号

昭島市教育委員会事務局 学務係（市役所2階北側フロア）



### 3 申請に必要な書類

- (1) 令和8年度 就学奨励費にかかる収入額・需要額調書
- (2) 就学奨励費支払金口座振込依頼書
- (3) 通学費調査票

通学に公共交通機関を利用し、通学費・同行費の受給を希望する方のみ提出してください。

「2 申請方法」に記載してあるQRコード、又は「令和8年度 就学奨励費にかかる収入額・需要額調書通学費明細欄」に記載してあるQRコードよりお届けください。

- (4) 申請者の本人確認書類

(例) マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等

- (5) 収入を証明する書類の写し

世帯に16歳以上で、1月2日以降に昭島市に転入した方、または市外に住民登録をしている方がいる場合は、該当者全員分の令和7年中(2025年1月～12月)の収入を証明する書類の写しを提出してください。

(例) 令和8年度課税・非課税証明書(6月中旬ごろに発行できる)、令和7年分給与所得の源泉徴収票、令和7年分の給料明細書、確定申告書の控え等

### 4 支給費目

ご家庭の収入によって受け取る費目が異なります。また、通級指導学級で指導を受ける児童・生徒については収入にかかわらず、(1) 通学に係る費用のみの支給となります。

- (1) 収入に関わらず支給される費目(保護者負担がある場合のみ)

費目	対象	金額	支給時期
通学費 同行費	全学年	公共交通機関の実費相当額	10月(1学期分)
		※ 最も経済的な方法で通う場合の運賃	1月(2学期分)
		※ 原則、ICカード使用時の金額を支給	4月(3学期分)

- (2) 収入が一定の基準以下の場合のみ支給される費目

費目	小学生		中学生		支給時期
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生	
学用品費	5,815円		11,365円		10月 1月 4月
通学用品費	—	1,135円	—	1,135円	
新入学学用品費	32,150円	—	40,500円	—	
校外活動費 宿泊学習費 修学旅行費(移動教室費)	保護者負担額の半額 (行事実施前に一度学校へお支払いいただき、行事実施後、学校から教育委員会への報告後、支給時期に合わせて指定口座へ支払います。)				10月 1月 4月
柔道着購入費	学校が授業用として指定した柔道着の購入費で、保護者負担額の半額				
給食費	学校給食費へ充当します。				

《問い合わせ先》

昭島市教育委員会事務局学務係  
電話：042-544-4437(直通)

